

# 規約

デジタル社会推進政治連盟

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、デジタル社会推進政治連盟（略称「デジタル政治連盟」）と称する。

(本部)

第2条 本連盟は、本部を東京都に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、日本のデジタル化を促進し、豊かな国民生活に溢れる国を創生するために必要な政策の研究及び政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 豊かな国づくりに資するデジタル化促進のための政策研究、政策提言
- 二 政府、関係団体及び関係者との折衝
- 三 公職選挙法に基づく候補者の推薦又は支持
- 四 政治資金規正法に基づく諸事業
- 五 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する個人をもって組織する。

(支部)

第6条 本連盟は、必要な地域に支部を置くことができる。

## 第2章 会員

(会員)

第7条 本連盟の会員は次の通りとする。

- 一 正会員 本連盟の目的に賛同する個人であって、正会員費を拠出してい

る者

- 二 賛助会員 本連盟の目的に賛同する個人であつて、賛助会員費を拠出している者

(入会)

第8条 本連盟への入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記載のうえ、本連盟に提出し、総務会の承認を得た場合には、会員となることができる。

2 総務会は、入会を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を拒否しなければならない。

- 一 日本の国籍を有しない者
- 二 反社会的勢力に属する者
- 三 その他総務会において不相当と認められる者

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届を提出したとき
- 二 死亡したとき
- 三 継続して1年以上会費を滞納したとき
- 四 総務会において会員として不相当であると判断されたとき

### 第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- 一 理事の選任又は解任に関する事項
- 二 規約の変更に関する事項
- 三 その他会務に関する重要事項

(開催及び招集)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎会計年度末から3か月以内に、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合及び総務会構成員の過半数から総会招集の請求があった場合には、会長が1か月以内に招集する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ指名を受けた副会長が総会を招集する。
- 5 総会を招集する場合には、会長は、あらかじめ、決議する事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、正会員に通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は会長とする。ただし、会長に事故があるときは、副会長の中から議長を選出する。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、正会員費1口当たり1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第16条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された決議事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の正会員に議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第17条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、規約の変更に関する事項については、全議決権の3分の2以上をもって行う。
- 3 前条に基づく議決又は委任を行った正会員は、総会に出席があったものとみなす。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第18条 本連盟に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 50名以内
- 三 理事 100名以内
- 四 監事 3名以内

(役員職務)

第19条 会長は、本連盟を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 3 監事は本連盟の会務及び会計を監査する。また、監事は理事会において意見を述べることができる。

(役員選任)

第20条 会長は、理事の中から、理事会において選任する。

- 2 副会長は、理事（次項ただし書きの規定に基づき選任された理事を除く。）の中から、理事会において40名以内で選任し、会長が10名以内で指名する。
- 3 理事は、正会員のうち30口以上の正会員費を支払っている者の中から、総会において選任する。ただし、総務会が本連盟への貢献が著しく理事に相応しい者として推薦する者については、正会員費の口数に関わらず、総会において選任することができる。
- 4 監事は、正会員の中から1名以内、会員外の者から2名以内で理事会において選任する。

(役員退任)

第21条 役員は、会長に対して届出をすることにより、いつでも退任することができる。

2 役員が正会員の資格を喪失したときは、役員を退任したものとみなす。

(役員任期)

第22条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員任期の始期は、総会又は理事会で選任されたときから開始し、選任された次の定時総会終結のときまでとする。

3 補欠の役員を選任した場合、任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第23条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席することができる。

(権限)

第24条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 会長、副会長及び監事の選任及び解任

二 総務会の職務の監督

(開催及び招集)

第25条 理事会は、会長が必要あるときに随時招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会において指名を受けた副会長が理事会を招集する。

3 理事の4分の1以上から理事会の招集の請求があった場合、会長（会長が欠けたとき又は事故があるときは、前項の指名を受けた副会長）は、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会長は、あらかじめ会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、理事に通知しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は会長とする。ただし、会長に事故の支障があるときは、副会長の中から議長を選出する。

(議決権)

第27条 理事会における議決権は、1人当たり1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第28条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された決議事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の理事に議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

2 前条に基づく議決又は委任を行った理事は、理事会に出席があったものと見なす。

## 第6章 総務会

(総務会の設置及び構成)

第30条 本連盟に総務会を置く。

2 総務会は、会長及び副会長（以下この章において「総務会構成員」という。）をもって構成する。

(権限)

第31条 総務会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 本連盟の運営に係る重要事項の審議
- 二 本連盟の業務執行の決定
- 三 委員会の設置及び解散に関する決定
- 四 その他会長が必要と認めた事項（総会及び理事会の権限によるものを除く。）の審議及び決定

(開催及び招集)

第32条 総務会は、定時総務会及び臨時総務会とする。

2 定時総務会は、毎会計年度に3回開催するものとする。

3 臨時総務会は、総務会構成員の過半数が必要と認めた場合には、会長が1か月以内に招集する。

4 総務会を招集する場合には、会長は、あらかじめ決議する事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、総務会構成員に通知しなければならない。

(議長)

第33条 総務会の議長は会長とする。ただし、会長に事故があるときは、副会長の中から議長を選出する。

(議決権)

第34条 総務会における議決権は、1人当たり1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第35条 総務会に出席できない総務会構成員は、あらかじめ通知された決議事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の総務会構成員に議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第36条 総務会の決議は、総務会構成員の議決権の過半数をもって行う。

2 前条に基づく議決又は委任を行った総務会構成員は、総務会に出席があったものとみなす。

## 第7章 委員会

(委員会の設置)

第37条 総務会は、特定の事項について調査、研究、審議及び立案（以下「調査等」という。）をするための機関として、総務会の下に委員会を設置するこ



とができる。

(活動報告)

第38条 委員会は、活動状況について、総務会の開催毎に報告しなければならない。

2 委員会は、総務会から活動状況の報告の要請があった場合には、総務会の開催に関わらず、活動状況について、直ちに報告しなければならない。

(総務会への委任)

第39条 委員会の運営等に関する事項については、総務会において決定する。

## 第8章 事務機構

(事務局の設置及び構成)

第40条 本連盟に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人及び職員若干人を置くことができる。

(事務局長等の任免)

第41条 事務局長の任免は、会長が行う。

3 事務局長は会計責任者を兼ねるものとする。

4 事務局の職員の任免は、事務局長が行う。

(職務)

第42条 事務局長は、会長の旨を受けて本連盟の事務を掌理する。

2 事務局の職員は、事務局長の旨を受けて、事務を遂行する。

## 第9章 顧問

(顧問の設置)

第43条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総務会の審議を経て、会長が指名する。

3 顧問は、原則として会員以外の者とする。ただし、総務会において特に必要

があると認めた場合においては、この限りではない。

## 第10章 会計資産及び会費

(会計年度)

第44条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(経費)

第45条 本連盟の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(予算及び決算の承認)

第46条 毎会計年度の予算及び決算は、総務会の承認を受けなければならない。

(会費)

第47条 本連盟の会員は、口数に応じた会費を毎年本連盟に納めなければならない。

2 1口当たりの会費の額は、次の各号に掲げる会員の区別に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 正会員 年額1万円

二 賛助会員 年額5万円

3 会費は、口数に応じた額を毎年1月31日までに指定の口座に一括して振り込むこととする。ただし、会計年度の途中で会員となった場合は、入会が承認された日から起算して1か月以内に指定の口座に一括して振り込むこととする。

4 会員資格を喪失した場合であっても、本連盟に拠出した会費は返還されないものとする。

(寄付)

第48条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する個人から寄附を受けることができる。

附則（2017年11月10日）

第1条 この規約は2017年11月10日から施行する。

附則（2018年1月23日）

第1条 第44条及び第47条の改正規定は、2018年1月1日から施行する。

第2条 第47条の規定に関わらず、2017年に入会した者については、平成29年分の会費の納付は免除する。

(2018年1月23日改定)

(2019年2月1日改定)

(2019年12月26日改定)